

# 青森県報

第三千七十号

平成二十一年  
四月十日  
(金曜日)

## 目次

### 告 示

生活保護法による医療機関の指定	(健康福祉課)	一
右 同	(同)	一
障害者自立支援法による自立支援医療機関の指定	(障害福祉課)	一
障害福祉サービス事業者の指定	(同)	二
障害者自立支援法による障害者支援施設の指定	(同)	二
障害者自立支援法による相談支援事業者の指定	(同)	三
身体障害者福祉法による医師の指定	(同)	三
公 告		
建設工事の請負契約に係る一般競争入札	(防災消防課)	三
公安委員会		
警備員等の検定の実施	(生活安全課)	六

## 告

## 示

青森県告示第二百五十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十一年四月十日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名 一番町薬局 はるみ眼科・循環器内 科クリニック	所在地又は住所 八戸市一番町二丁目三の七 八戸市一番町二丁目三の六	指定年月日 平成二〇一 二・三・一八
---	---	--------------------------

青森県告示第二百五十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十一年四月十日

青森県知事 三 村 申 吾

事業名称	主たる事務所の所在地	事業名称	所在地	指定年月日
有限会社ケアサポートかがやき	弘前市大字野田一丁目四の一六	有限会社ケアサポートかがやき	弘前市大字野田一丁目四の一六	平成二〇一 二・三・一八

青森県告示第二百五十九号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により告示する。

平成二十一年四月十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	まごころ薬局	所 在 地	八戸市類家一丁目三の四	指 定 年 月 日	平成三・四・一
-----	--------	-------	-------------	-----------	---------

青森県告示第百六十号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十一年四月十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	名称	所在地	指 定 年 月 日
社会福祉法人青森県すこやか福祉事業団	社会福祉法人杏林会	社会福祉法人喜倅会	社会福祉法人道友会	社会福祉法人道友会	社会福祉法人道友会	社会福祉法人道友会
青森市中央三丁目二〇の三〇	東京都目黒区中央二丁目五の二	青森市大字西田沢字浜田三七九	生活介護	生活介護	生活介護	生活介護
青森市千刈一丁目一五の一七	八戸市小中野四丁目三の四五	青森市大字西田沢字浜田三八〇の一	障害者デイサービス	障害者デイサービス	障害者デイサービス	障害者デイサービス
青森市千刈一丁目一五の一七	八戸市小中野四丁目三の四五	青森市大字西田沢字浜田三八〇の一	児童デイサービス	児童デイサービス	児童デイサービス	児童デイサービス
青森市千刈一丁目一五の一七	八戸市小中野四丁目三の四五	青森市大字西田沢字浜田三八〇の一	共同生活介護	共同生活介護	共同生活介護	共同生活介護
青森市千刈一丁目一五の一七	八戸市小中野四丁目三の四五	青森市大字西田沢字浜田三八〇の一	生活介護	生活介護	生活介護	生活介護
青森市千刈一丁目一五の一七	八戸市小中野四丁目三の四五	青森市大字西田沢字浜田三八〇の一	就業移行支援	就業移行支援	就業移行支援	就業移行支援
青森市千刈一丁目一五の一七	八戸市小中野四丁目三の四五	青森市大字西田沢字浜田三八〇の一	就業継続支援B型	就業継続支援B型	就業継続支援B型	就業継続支援B型
青森市千刈一丁目一五の一七	八戸市小中野四丁目三の四五	青森市大字西田沢字浜田三八〇の一	就業継続支援B型	就業継続支援B型	就業継続支援B型	就業継続支援B型

社会福祉法人道友会	社会福祉法人和晃会	社会福祉法人和晃会	社会福祉法人松緑福祉会	社会福祉法人松緑福祉会	特定非営利活動法人あーるど
八戸市大字櫛引字上矢倉二の一	五所川原市大字唐笠柳字村崎二	五所川原市大字唐笠柳字村崎二	上北郡六ヶ所村大字出戸字棚沢	上北郡六ヶ所村大字出戸字棚沢	五所川原市金木町朝日山八五の四
短期入所	生活介護	就業移行支援	共同生活介護	共同生活介護	児童デイサービス
青森ワークキャンプ	サポートステーション	ジョブサポート八晃園	CH・GH かけはし	CH・GH かけはし	びーたブルスクール
八戸市大字櫛引字上矢倉二の一	五所川原市大字唐笠柳字村崎二	五所川原市大字唐笠柳字村崎二	上北郡六ヶ所村大字尾駁字猿子	上北郡六ヶ所村大字尾駁字猿子	つがる市木造柴田弥生田二の一
青森ワークキャンプ	サポートステーション	ジョブサポート八晃園	CH・GH かけはし	CH・GH かけはし	児童デイサービス
八戸市大字櫛引字上矢倉二の一	五所川原市大字唐笠柳字村崎二	五所川原市大字唐笠柳字村崎二	上北郡六ヶ所村大字尾駁字猿子	上北郡六ヶ所村大字尾駁字猿子	つがる市木造柴田弥生田二の一
青森ワークキャンプ	サポートステーション	ジョブサポート八晃園	CH・GH かけはし	CH・GH かけはし	児童デイサービス

青森県告示第百六十一号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害者支援施設を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十一年四月十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	青森ワークキャンプ	設 置 の 場 所	指 定 年 月 日
八戸市大字櫛引字上矢倉二の一	八戸市大字櫛引字上矢倉二の一	八戸市大字櫛引字上矢倉二の一	平成三・四・一

青森県告示第二百六十二号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第三十二条第一項の規定により、次のとおり相談支援事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十一年四月十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定相談支援事業者	相談支援事業を行う事業所	指 定 年 月 日
名 称 特定非営利活動法人 社会福祉法人 和晃会	主たる事務所の所在地 八戸市小中野五丁目一〇の一八 五所川原市大字唐笠柳字村崎二四二	名 称 夢・相談センター 八戸市大字中居林字道合二五の四 五所川原市大字唐笠柳字村崎二四二
所在地 八戸市小中野五丁目一〇の一八 五所川原市大字唐笠柳字村崎二四二	所在地 八戸市大字中居林字道合二五の四 五所川原市大字唐笠柳字村崎二四二	平成 三・四・一

青森県告示第二百六十三号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二百六号）第五条の規定により告示する。

平成二十一年四月十日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	勤 務 する 病 院 等	診 療 科 目	指 定 年 月 日
白濱 久美	八戸平和病院	眼科（視覚障害）	平成 三・四・一
山本 倫子	弘前大学医学部 附属病院	整形外科（肢体不自由）	〃

# 公 告

建設工事の請負契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十一年四月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 競争入札に付する事項

- 1 工事番号 青防工二十一第一号
  - 2 工事名 青森県防災情報ネットワーク整備工事
  - 3 工事場所 青森市長島一丁目の一外百四十九箇所
  - 4 工 種 電気通信工事
  - 5 工 期 平成二十三年三月三十一日
  - 6 工事の概要（規模、形式、工法等） 青森県防災情報ネットワーク整備工事に係るハードウェア、ソフトウェア及びネットワークの製作・製造、試験、据付調整及び不要機器撤去までの一切の工事
  - 7 予定価格（消費税及び地方消費税を含む。） 二十八億九千五百六十二万七千七百円
- 二 競争入札に参加する者に必要な資格
- 次の各号に該当することについて、あらかじめ、三に定めるところにより審査を受けた者であり、かつ、入札日現在において、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。
- 1 政令第百六十七条の四第一項に規定する者に該当しないこと。
  - 2 青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号。以下「財務規則」という。）第百二十八条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
  - 3 青森県建設工事の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（平成二年三月青森県規則第十八号）第五条第一項の規定により一般競争入札に参加する資格があると認定された者であること。
  - 4 電気通信工事の建設業法第二十七条の二十三第一項の規定による経営に関する

客観的事項の審査の結果の直近年度の総合評価値が、千二百点以上であること。

5 過去十年間に、衛星系及び有線系通信設備で防災機能を有する総合的なネットワーク工事と同種の建設工事の施工実績（下請負人としてのものを除く。）を有する者であること。ただし、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率二〇パーセント以上の場合に限る。

6 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で設置できること。

(一) 一級相当の国家資格又はこれと同等以上の資格を有する者であること。  
(二) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有する者であること。

7 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札のときまでの間に、知事の指名停止の措置を受けていないこと。

8 参加資格規則第五条第一項の規定により一般競争入札に参加する資格があると認定された日から開札の時までの間に、青森県建設業者等指名停止要領（昭和六十年六月一日付け青監第三百二十三号）別表第九号から第十五号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がないこと。

9 設計業務等の受託者又は受託者と関連がある建設業者ではないこと。

### 三 資格の審査

入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）は、あらかじめ、二に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

1 提出期限 平成二十一年五月一日 午後五時三十分（持参に限る。）

2 提出部数等 一部

表に住所及び商号又は名称を記載し、切手八十円分を貼付した返信用封筒（長形三号）を一通添付すること。

3 提出場所 青森市長島一丁目の一 青森県総務部防災消防課

4 その他

(一) 申請書の内容については、別途意見を聴取することがある。  
(二) 資格の審査結果については、申請者に対して、別に通知する。

(三) 二に定める資格を認められなかった者は、(二)の通知を受けた日から七日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）以内に、書面をもって、その理由の説明を求めることができる。

(四) 提出した申請書の差替えは、原則として認めない。

### 四 入札説明書の交付及び設計図書の縦覧

1 入札説明書の交付

(一) 期間 平成二十一年四月十日から平成二十一年四月三十日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）の午前九時から午後四時まで

(二) 場所 青森市長島一丁目の一 青森県総務部防災消防課

(三) 交付の方法 入札説明書の交付を希望する者は、(一)の期間内に青森県総務部防災消防課防災情報通信グループに直接申し込むこと。

2 設計図書の縦覧

(一) 期間 平成二十一年四月十日から平成二十一年五月二十五日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）の午前九時から午後四時まで

(二) 場所 青森県総務部防災消防課テレビ会議室

(三) 貸与等 入札参加希望者は、設計図書の貸与を受け、(一)の期間内に入札説明書記載の場所において実費により複写することができる。

3 その他

入札説明書及び設計図書に対して質問がある場合は、平成二十一年四月十日から平成二十一年五月十一日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）の午前九時から午後四時までに、書面は持参し、又は郵送（書留郵便に限る。）により、青森県総務部防災消防課に提出すること。

### 五 入札及び開札

1 日時 平成二十一年五月二十六日 午後一時三十分

2 場所 青森市長島一丁目の一 災害対策本部室

3 その他 郵便による入札を希望する場合は、入札書に一般競争入札参加資格審査結果通知書の写し及び工事費内訳書を同封の上、配達証明付書留郵便により平成二十一年五月二十五日午後四時までに青森県総務部防災消防課に到着するよう郵送すること。

### 六 入札執行回数

原則として一回を限度とする。

### 七 入札保証金及び契約保証金

1 入札保証金 免除する。

2 契約保証金

(一) 契約金額の十分の一以上の金額を納付するものとする。ただし、次の一に該

当するときは、その納付を免除するものとする。

(1) 契約者が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

(3) 契約保証金に代え、次に掲げる有価証券を提供したとき。

ア 国債又は地方債

イ 政府の保証のある債券

ウ 金融機関が振り出し又は支払い保証をした小切手

エ 銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫又は全国を地区とする信用金庫

連合会の発行する債券

オ 銀行若しくは知事が確実と認めた金融機関の保証又は保証事業会社の保証

(一) にかかわらず、青森県低入札価格調査制度運用マニュアル(平成十三年十月一日付け青監第八百八十八号)による調査を受けた者との契約については、契約金額の十分の三以上の契約保証金を納付させ、又は当該契約保証金の納付に代わる担保を提供させるものとする。ただし、契約金額の十分の三以上に相当する額について、(一)の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、その納付を免除する。

八 契約の締結

1 落札決定の日から七日以内に仮契約を締結し、議会の議決があったときに本契約を締結することとする。

2 落札の決定後、当該入札に付する工事に係る請負契約の締結までの間において、当該落札者が二に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがある。

九 落札者の決定の方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者に決定する。ただし、当該価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるとき、又は当該者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあるとき、著しく不適当であるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするところがある。

十 入札条件

1 財務規則に定める入札者心得書を遵守すること。

2 入札に参加する者が一名のときは、入札を行わないこととする。

十一 入札書記載金額等

1 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札書の余白に備考として、次のように記載すること。

備考 入札額は、この入札書に記載した金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)である。

十二 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 入札の無効 入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者とした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

3 交渉の有無 無

4 契約書作成の要否 要

5 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

6 一般競争入札参加資格の認定を受けていない者の参加 青森県建設工事の競争入札に参加する者の資格等に関する規則第五条第一項の規定による一般競争入札に参加する資格があることの認定を受けていない者も申請書を提出することができるが、入札に参加するためには、開札のときにおいて、二に定める資格を有していなければならない。

7 配置予定技術者等の確認

落札者決定後、財団法人日本建設情報総合センターが提供する工事实績情報システム(CORINS)等により配置予定の主任技術者又は監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

8 その他 詳細は入札説明書による。

十三 調達担当部局名及び所在地

1 名称 青森県総務部防災消防課防災情報通信グループ

2 住所 青森市長鷹一丁目一〇一(電話番号〇一七 七三四 九〇九七)

SUMMARY

- 1 Subject matter of the contract : Construction work of Aomori Disaster Prevention Information Network.
- 2 Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 5:30P.M.,1 May,2009
- 3 Time-limit for the submission of tenders : 1:30P.M.,26 May,2009(tender submitted by mail 4:00p.m., 25 May,2009)
- 4 Contact point for tender documentation :  
Fire and Disaster Prevention Division,General Affairs Department  
1-1-1 Nagashima Aomori City,Aomori 030-8570  
JAPAN  
TEL 017-734-9097

公安委員会

青森県公安委員会告示第二十五号

警備業法(昭和四十七年法律第一百七号。以下「法」という。)第二十三条第一項の規定に基づき検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則(平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。)第七条の規定により公示する。

平成二十一年四月十日

青森県公安委員会委員長 阿保 耀子

一 検定の実施日時及び場所

1 実施日時

平成二十一年七月十八日(土)午前九時から午後四時まで

2 場所

青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館

二 検定を行う警備業務の種類及び級

検定規則第一条第三号に規定する雑踏警備業務 二級

三 検定の定員

三十人(予定)

四 受検資格

1 青森県内に住所を有する者

2 青森県外に住所を有する者で青森県内に所在する営業所に属する警備員であるもの

五 検定の方法及び内容

1 方法

検定は、学科試験及び実技試験とし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

2 内容

(一) 学科試験

(1) 警備業務に関する基本的な事項

(2) 法令に関すること。

(3) 雑踏の整理に関すること。

(4) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(二) 実技試験

(1) 雑踏の整理に関すること。

(2) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

六 検定申請の手続き

1 検定申請の受付期間及び受付時間

(一) 受付期間

平成二十一年五月十九日(火)から同年六月十二日(金)までの間(土曜日、日曜日を除く。)

(二) 受付時間

午前九時から午後五時までの間

(三) 受付の締切り

検定申請の受付は先着順とし、検定申請者の人員が予定定員に達し次第、受

付を締め切る。

2 検定申請の受付場所

次に掲げる区分により、そのいずれかに申請すること。

(一) 青森県内に住所地在を有する者は、住所地在を管轄する警察署(警察署分庁舎を含む)。(二) の生活安全課又は刑事生活安全課

(二) 青森県外に住所地在を有する者で青森県内に所在する営業所に属する警備員は、当該営業所の所在地を管轄する警察署(警察署分庁舎を含む)。(三) の生活安全課又は刑事生活安全課

3 申請方法

六の二の受付場所に検定申請の書類及び検定手数料を持参して申請を行うこととし、郵送等による申込みは認めない。

4 検定申請の書類

検定規則別記様式第一号の検定申請書一通に、検定申請者が四の1に該当する者は次に掲げる(一)及び(二)の書面等を、四の2に該当する者は次に掲げる(一)及び(二)の書面等を、それぞれ添付すること。

(一) 住所地在を疎明する書面(住民票の写し、自動車運転免許証の写し等) 一通

(二) 営業所に属することを疎明する書面 一通

(三) 写真(申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ

三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 二葉

5 受検手数料

一万三千円の青森県収入証紙により、検定申請書提出時に納入すること。

七 検定受付時間

当日の午前八時三十分から午前九時までの間

八 その他

1 検定申請者には、検定申請書を提出した警察署において受検票を交付する。

2 合格者に対しては、成績証明書を交付する。

3 受検に際しては、受験票、筆記用具、運動靴を持参すること。

九 検定申請に関する問い合わせ先

1 青森県警察本部生活安全企画課

電話〇一七 七二三 四二一 一内線三〇四五

2 青森県内の警察署(警察署分庁舎を含む)。(三) の生活安全課又は刑事生活安全課

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭